

坂本町の対象のみなさんへ 坂本町水災補償 加入促進補助金

坂本町の対象地区にある住宅・事業所・公民館などの建物や家財に対して水災補償付帯の火災保険などに加入している人を対象に、保険料の一部を補助します。

【対象者】

輪中堤・宅地かさ上げ住宅などの保険契約者で、市税の滞納がない人

【対象地区】

古田・下今泉・上今泉・小川・段・横石・原女木・深水川口・生名子・瀬高・下代瀬・中谷川口・小崎辻・坊ノ木場・下片岩・油谷・坂本・松崎・合志野・荒瀬・藤本・大門・下葉木・上葉木・下鎌瀬・三坂・中津道・瀬戸石・西鎌瀬・破木・与奈久

【補助金額】

建物 上限 10,000 円
家財 上限 5,000 円

【必要書類】



保険証券 内容を確認できる書類の写し。保険証書、契約内容証明書など。



領収書 保険料支払い額が確認できる書類の写し。クレジットカード支払明細、通帳、振込証明書など。



通帳 補助金振込先通帳の口座番号が分かる部分の写し。



印鑑 認印または実印。

【問合せ・申請先】 復興整備課 ☎ 33-5128
坂本支所地域振興課 ☎ 45-2211

生ごみ堆肥化容器等設置助成金

生ごみ堆肥化容器や電気式生ごみ処理機を購入する家庭に対して助成金を交付します。なお、年度予算に到達次第締め切りますので、申し込みは早めをお願いします。

【交付要件】

- ・市内に居住し、住民登録があること
- ・市内の家庭（自宅）で使用すること※事業所は対象外
- ・申請者の属する世帯全員が市税等を滞納していないこと
- ・購入する容器や機器が中古品でないこと

【助成金額】

生ごみ堆肥化容器

- ・助成金額…購入単価の2分の1（上限1基につき5,000円）
- ・助成対象数…1世帯あたり1年間に3基まで

電気式生ごみ処理機

- ・助成金額…購入単価の2分の1（上限額30,000円）
- ・助成対象数…1世帯あたり5年間に1機まで
- ・購入する前に循環社会推進課への登録申し込み（電話での申込可）が必要です。
- ・申請後、担当課職員が設置状況の確認を行います。

【必要書類】

- ①申請書
- ②市税等納税状況確認同意書
- ③助成金請求書（金融機関の口座内容を記入する必要があります。）
- ④購入店からの領収書（原本）

※①～③の書類は、市ホームページのほか、各申請先に用意しています。また、電気式生ごみ処理機の登録申し込みをした人には、書類を登録完了通知書とともに郵送します。

【申請先】

循環社会推進課、各支所地域振興課

問合せ・申込み
循環社会推進課 ☎ 34-1997



18歳以上のみなさんへ 健康づくりに取り組んで温泉券や商品券をゲットしよう

市民の皆さんが楽しみながら健康づくりに取り組めるように、「健康づくり応援ポイント事業」を実施しています。

健診（職場健診・人間ドック等も対象）をはじめ、日ごろの健康づくりへの積極的な取り組みにポイントが付与され、500ポイント以上貯めると賞品が当たる抽選に応募することができます。

【抽選の賞品】

〈1000ポイント以上〉

八代ごろよか商品券 10,000円・5,000円相当、
ペアお食事つき入浴券

〈500ポイント以上〉

八代ごろよか商品券・市内道の駅商品券 1,000円相当、
ペア温泉券

【参加対象者】

八代市在住または勤務の18歳以上の人（学生を除く）

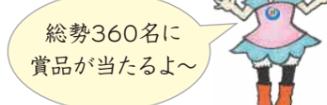
【参加方法】

①台紙をもらう

〈ポイント台紙配布場所〉

- A 八代市保健センター
- B 鏡保健センター
- C 健康推進課（市役所本庁2階）
- D 各支所地域振興課（鏡支所除く）
- E 各コミュニティセンター

※市ホームページからもダウンロード
できます



健康づくり応援ポイント事業案内

②ポイントを貯める

（期間：令和5年4月～令和6年1月）

〈ポイント対象となる取り組み〉

- ア. 特定健診・職場健診、各種がん検診を受ける
- イ. 生活習慣病予防講演会など指定の健康づくり関連事業に参加
- ウ. その他、個人で取り組んだもの（健康講座、運動習慣など）

③応募する

〈応募期間〉

令和6年1月から令和6年2月末日まで

〈応募方法〉

ポイント台紙配布場所に提出またはインターネットで応募

何に取り組むかはあなた次第！健康づくりでポイントゲット！



健康づくり応援ポイント事業の協力団体・企業 募集中

健康づくりの活動を通じポイント付与していただける企業・団体を募集しています。詳しくは問合せください。

問合せ 健康推進課 成人健診係（八代市保健センター） ☎ 32-7200



団体登録について

5月は消費者月間です デジタルで快適、消費生活術 ～デジタル社会の進展と消費者の暮らし～

社会のデジタル化が進むことによって、私たちの生活は非常に便利になり、楽しみ方の幅は拡大しています。一方で、デジタル化に伴う新たな消費者トラブルが発生しています。

困ったときは「八代市消費生活センター」にご相談ください

消費生活センターでは、消費生活に関するご相談や苦情に対し、専門の資格を持った相談員が問題解決のための助言や情報提供、あっせんなどを行います。お気軽にご相談ください。



消費生活相談（月～金曜日）
相談時間：月、火、水、金 9:00～17:00
※木 9:00～19:00
市役所本庁2階 消費生活センター ☎ 33-4162